

更なる少額投資の実現に向けた制度・実務 ワーキング・グループ°（第一回）

2026年10月1日
東京証券取引所



INDEX

1． 本ワーキング・グループの設置経緯	3
2． 投資単位引下げの意義	4
3． 投資単位引下げに向けた取組状況	5
4． 株式分割に関する上場会社からの意見	10
5． 上場会社の負担軽減に向けた取組	11
6． 更なる投資単位引下げの実現に向けた検討	12
7． 今後の進め方/本日まで議論いただきたい事項	13
8． 本ワーキング・グループの概要・検討テーマ	14

1. 本ワーキング・グループの設置経緯

これまでの検討

東証は、「少額投資の在り方に関する勉強会」（2024年10月～2025年4月）において、投資単位が高い上場会社に対する株式分割の促進や引下げの推進に伴う諸課題等について検討

勉強会では、東証から各種情報発信等を進めることで、まずは投資単位引下げに向けた上場会社の自発的な取組を後押ししていくことを確認

現状認識

上場会社による株式分割の取組は一層進んでいるものの、**日本株の投資単位は諸外国と比べても引き続き高い状況であり、政府・当局からも更なる取組を進めるべきとの示唆***

本WGの設置

更なる少額投資の実現には、**上場会社の負担軽減策に加えて、更なる投資単位引下げに向けた具体的な施策の検討が必要**

より一層日本株に投資しやすい環境を整備すべく、これらの点について、「少額投資の在り方に関する勉強会」における議論等を踏まえて検討するため、本WGを設置

*2026年7月21日「成長投資を促進するための金融戦略－資産運用立国のアップグレード－」（内閣官房 新戦略策定のための資産運用立国推進分科会）
「（略）投資単位の引下げについては、東証の働きかけを受け、株式分割を行った上場企業も多いが、株価上昇の影響等もあり、依然として投資単位が高い上場企業が存在していることから、**上場企業の負担軽減にも配慮しつつ、引き続き、単元未満株の取扱いも含め投資単位の更なる引下げに向けた具体的な検討を進める。**」

2. 投資単位引下げの意義

- ・ 投資単位の引下げは、**株式を少額から購入したい個人投資家だけでなく、国内外の機関投資家や上場会社にとっても意義がある**ことを「少額投資の在り方に関する勉強会」でも確認
- ・ 具体的には、現役世代など幅広い投資家の資産形成の促進や裾野拡大に資するとの意見や、多様な投資家が参加しやすくなることで、過度な**株価変動の抑制**や**市場の流動性向上**、上場会社の**株主構成の多様化**へも寄与するとの意見がある

主体	投資単位引下げの意義
上場会社	✓ 自社に共感し、成長を応援してくれる個人株主の獲得は重要 ✓ 個人を含む多様な投資家が市場に参加することで過度な株価変動の抑制が期待できる ✓ 政策保有株式の解消の流れの中で、株主構成についても適切なバランスが保たれる点は上場会社のガバナンスの観点からも望ましい ✓ 機関投資家が投資対象を決める際に流動性は重要な要素、流動性の向上につながる投資単位の引下げは歓迎 ✓ 投資単位を下げることで、役職員への報酬としても利用しやすくなる
投資家	✓ 新NISAや上場会社の企業価値向上の取組が進展する中、国内の個人投資家も日本株を購入しやすい環境整備を進めるべき ✓ 現役世代をはじめ幅広い投資家が投資しやすくなるよう投資単位は引き下げられるべき ✓ 多様な投資家が個別株へ投資しやすくなり、自身が共感する企業を応援することで上場会社の成長ひいては日本経済の発展にも貢献 ✓ 資産運用立国の推進の中で、運用会社としては、投資単位が引き下げられることで投資家に対して少額から多様なファンドの組成・提供が可能
証券会社	✓ 現役世代の資産形成や新たな投資家層の参入により市場の厚みが増すという観点からは、証券業界全体として重要な話であり、あらゆる投資家がアクセスできる取引所の施策として進めていくべき ✓ 新NISAが始まったが、若年層の投資家は、例えば同じ半導体関連株でもより少額から投資できる外国株に流れているのが現状。日本株が選ばれ続けるためにも投資単位の引下げは重要 ✓ ミニ株サービスを提供しており個人投資家のニーズもあるが、取引時間や発注方法に制約があるほか、スプレッドを上乗せせざるを得ないので、取引所で売買される投資単位が引き下げられることが望ましい

3. 投資単位引下げに向けた取組状況

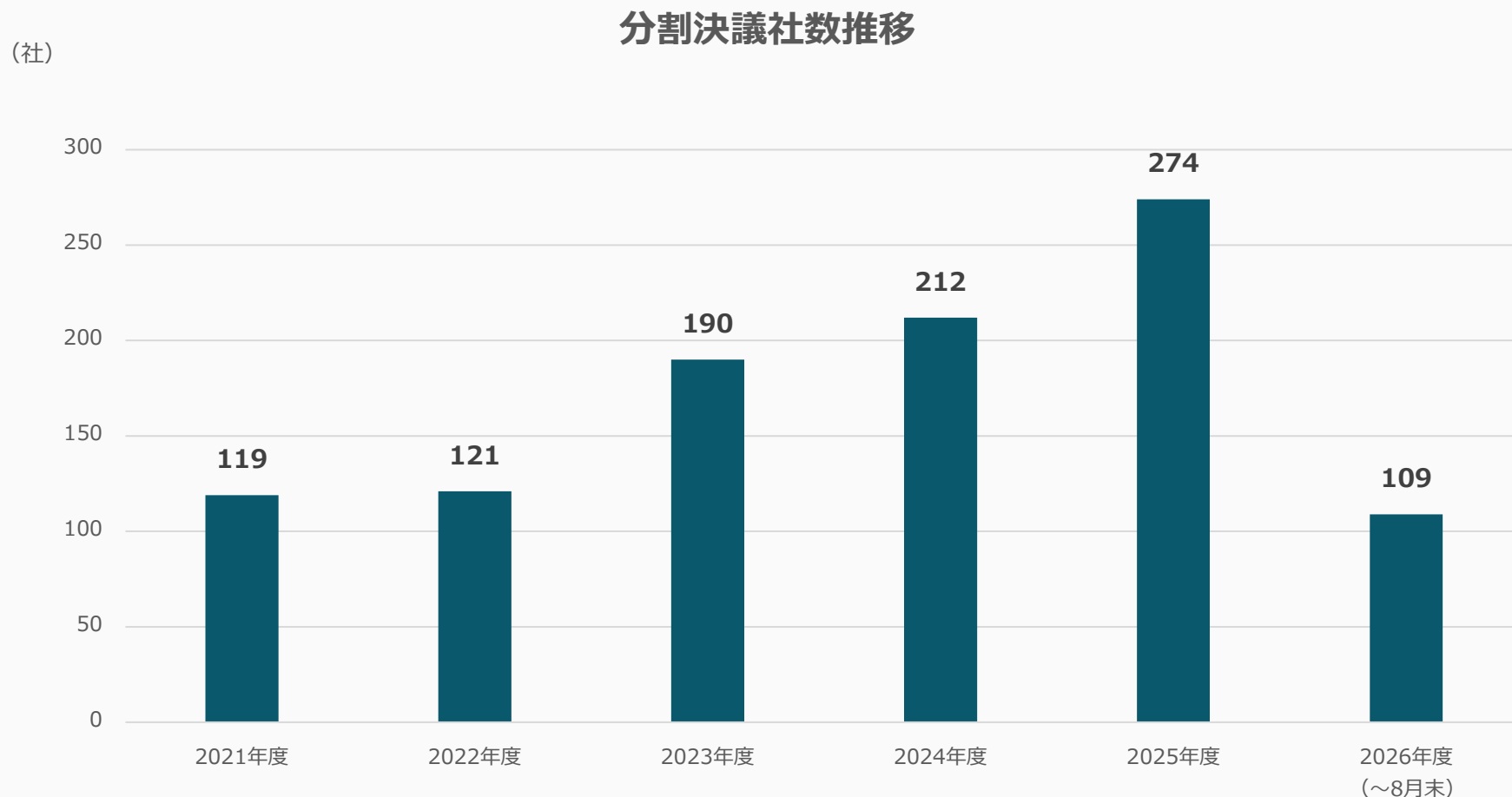
- 東証では、1990年に投資単位の引下げ要請を開始して以降、継続的に投資単位引下げに向けた検討を要請・はたらきかけを実施

投資単位の引下げに係る取組の経緯

1990年	全社	個人投資家が投資しやすい環境を整備すべく、上場会社に対して 投資単位引下げ要請を開始
2001年	全社	上場規則の努力義務として、「50万円未満」の水準が望まれる旨を明示 50万円を上回る場合には、投資単位引下げに係る考え方及び方針等の開示を義務化
2022年10月	50万円以上の会社	投資単位が50万円以上の会社に対して、 投資単位引下げに向けた株式分割実施の検討を要請
2025年4月	全社	上場会社における投資単位引下げに関する検討の一助となるよう、 個人投資家が求める投資単位の水準（10万円）を提示 し、投資単位の水準のあり方や引下げに向けた検討を上場会社にはたらきかけ
2026年7月	50万円以上の会社	投資単位が50万円以上の会社に対して、 改めて、投資単位引下げに向けた株式分割実施の検討を要請

3. 投資単位引下げに向けた取組状況

- 多くの上場会社の協力もあり株式分割の実施社数は増加傾向



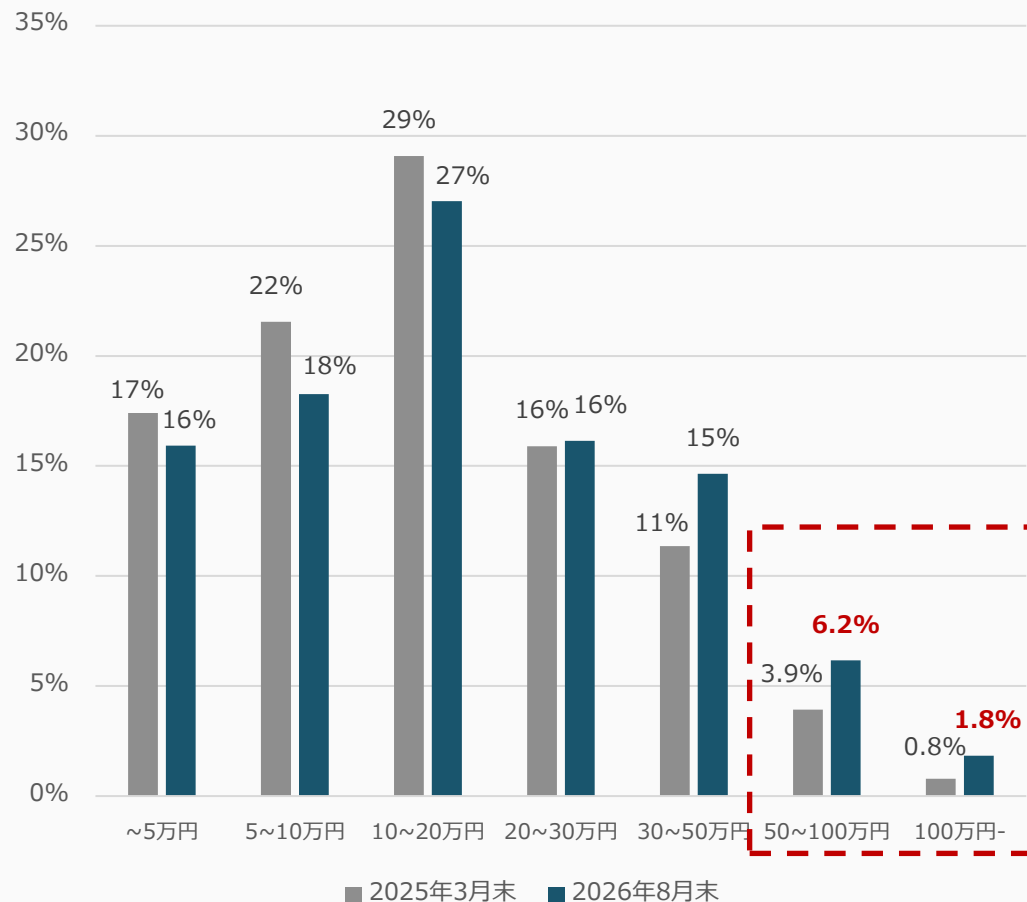
3. 投資単位引下げに向けた取組状況

- 株価上昇比率に比べて市場全体の投資単位の上昇は抑えられているものの、**特に50万円超の会社**が占める割合は増加

株価変動

	2025年3月末	2026年8月末	上昇率
東証投資単位（中央値）	131,075円	150,675円	+15.0%
プライム市場（中央値）	198,100円	242,800円	+22.6%
TOPIX	2,658.73pt	4,156.29pt	+56.3%
日経平均	35,617.56円	66,311.93円	+86.2%

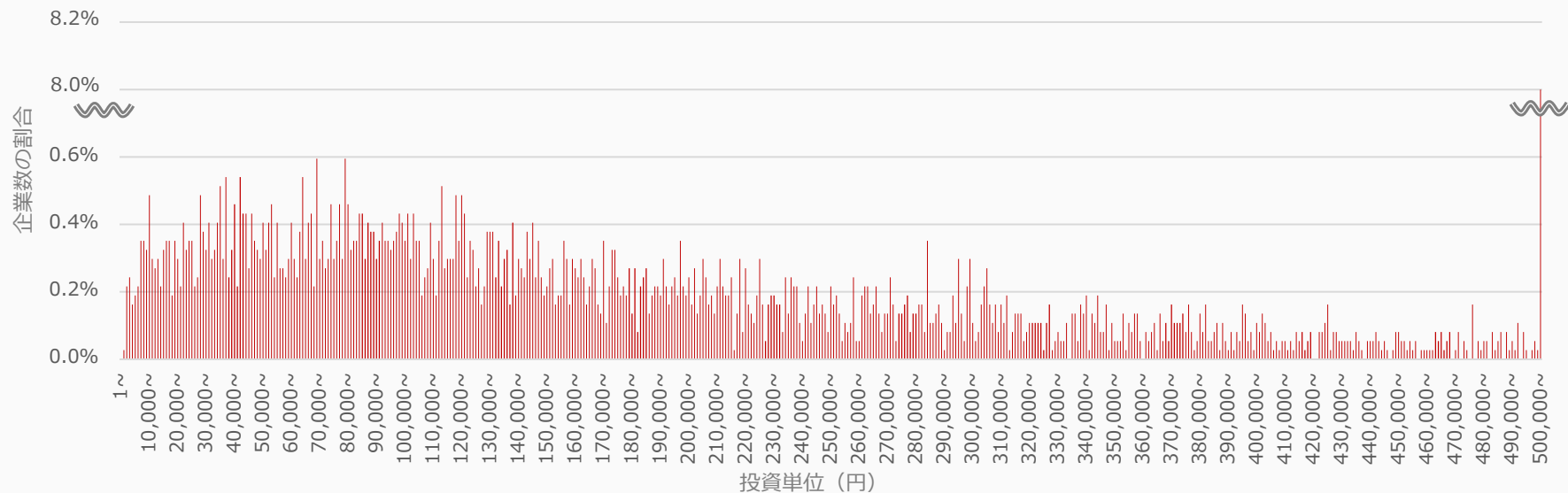
投資単位分布



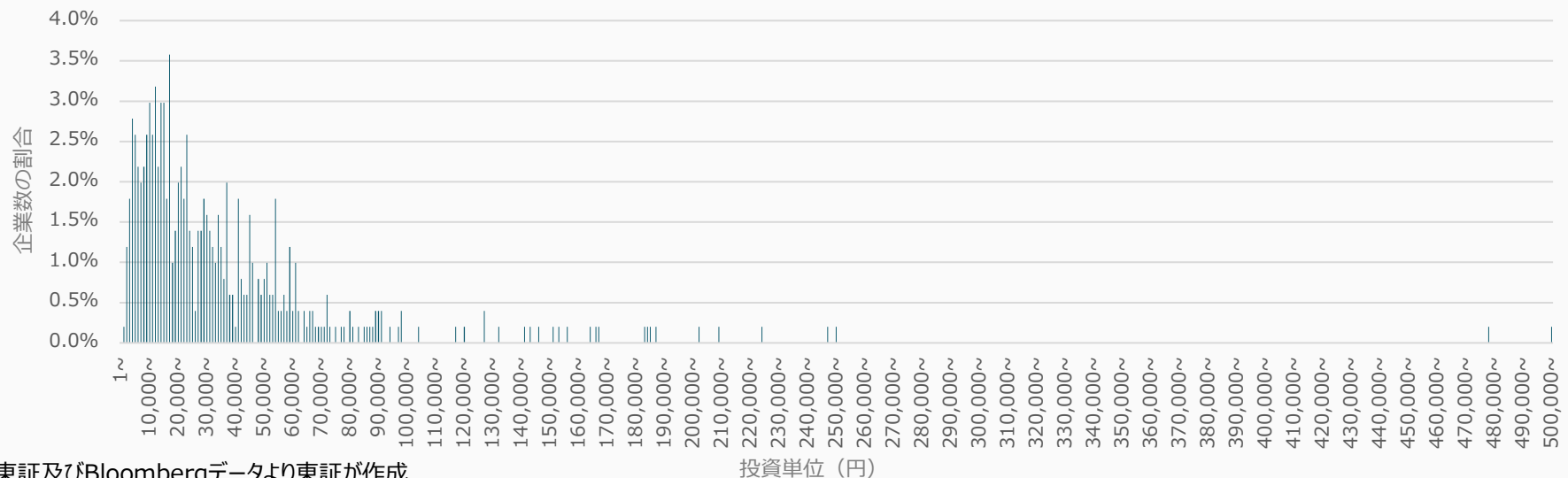
(参考) 投資単位の分布

- 米国と比較すると、日本は**50万円超の存在が突出している**

東証



アメリカ



* 東証及びBloombergデータより東証が作成

* 東証：全内国株式、アメリカ：S&P500の採用銘柄における2026年8月末時点の投資単位（円換算に使用した為替レートは2026年8月末時点のスポットレート）

(参考) 海外の主要取引所における投資単位の水準

取引所等	投資単位 (平均値) ¹	投資単位 (中央値) ¹	投資単位 (最大値) ¹
東証	232,330円	150,675円	8,366,000円
(プライム)	340,974円	242,800円	8,366,000円
(スタンダード)	167,856円	109,000円	2,219,000円
(グロース)	118,180円	83,000円	2,051,000円
アメリカ	38,126円	23,681円	1,010,563円
イギリス	171,758円	88,319円	4,001,390円
ドイツ	27,919円	12,813円	206,833円
フランス	28,211円	14,248円	293,276円
オーストラリア	2,586円	917円	28,730円
シンガポール	148,054円	53,125円	972,067円
香港	444,568円	317,171円	1,601,165円

出所：東証及びBloombergデータより東証が作成

*1 東証：全内国株式、アメリカ：S&P500、イギリス：FTSE250、ドイツ：DAX、フランス：CAC All Shares、香港：香港ハンセン、オーストラリア：ASX200、シンガポール：ST
上記指数の採用銘柄における2026年8月末時点の投資単位（円換算に使用した為替レートは2026年8月末時点のスポットレート）

投資単位は株価×売買単位より算出。売買単位は東証・シンガポール：100株、香港：銘柄によって異なる、その他：1株

4. 株式分割に関する上場会社からの意見

- 個人投資家が投資しやすくなり、株主層の拡大や流動性向上につながった評価もある一方、実務負担・コスト等の観点から、頻繁に株式分割を実施することには大きなハードルがあるという意見も

論点	概要
株式分割の効果	✓ 個人投資家が投資しやすくなり、株主層の拡大や流動性向上につながった ✓ 株式分割後、個人株主が増えて弊社の味方になっているという実感はあるため、分割してよかったとの総括
総会運営	✓ 株主数が大幅に増加し、株主総会の会場拡張や受付体制の増強が必要となるなど総会運営コストが増えている ✓ 総会運営や株主対応を担う人的リソースには限界がある ✓ 株主提案があった場合の実務負荷（適法性や提案内容の確認等）は大きく、300個という提案権の行使要件は意識せざるを得ない
株主管理コスト （郵送・印刷）	✓ 株主数増加に伴い、郵送費や株主管理費用などのランニングコストが増加した ✓ 決議通知の廃止等、コスト削減は進めているが、依然として送付が必須の書面等も残っており効果は限定的 ✓ （株主宛通知の）郵送対応には限界があり、電子化・デジタル化を進める必要性を感じている ✓ 郵送物は印刷・発送スケジュールがかなりタイト。針の穴を通すようなスケジュールになってきている
株主とのコミュニケーション	✓ 個人株主が増えたことで、株主との接点をどう維持するかが新たな課題になっている ✓ 株主を増やすだけでなく、議決権を行使してもらうことや会社を理解してもらうことが重要 ✓ 株主優待や各種手続に関する問い合わせ対応の負担が大きい
再度の株式分割	✓ 個人株主を増やしたい気持ちはあるが、これ以上増えると、総会の会場確保や招集通知の締切対応等、実務上対応できるのかという不安もある ✓ 株主優待の設計に相当な検討が必要になるため、実施まで年単位の準備期間を要する ✓ まだ他にも投資単位が高い上場会社がある中で、そうした会社への対応が先なのでは ✓ 投資単位引下げの趣旨も理解するが、新規の個人株主獲得の優先度は高くない ✓ コストの増加と天秤にかけると会社に取り組むメリットは大きくない

5. 上場会社の負担軽減に向けた取組

- 株主総会参考資料を中心に、上場会社における電子化の取組は一定程度進捗
- 株主が増加している現状を踏まえると、上場会社の負担を軽減するためには、更に株主向け書面を削減していくことが有用であり、そのためには**上場会社の実務上のニーズや法令上の位置づけを踏まえた整理が必要**

主な株主向け書面

分類	主な提供書面	提供タイミング	実務の状況・検討のポイント
株主総会関係書類	株主総会招集通知 議決権行使書面 株主総会参考資料等	株主総会開催前	✓ 招集通知及び議決権行使書面はほとんどの上場会社が送付しているが、株主の個別同意を経て電子化を併用する上場会社も存在 ✓ サマリー型・アクセス通知型へ移行するなど電子化の取組も一定程度進んでいるものの、他社の取組や議決権行使への影響等を気にする上場会社も
	決議通知	株主総会終了後	✓ 上場会社が任意で作成送付しており廃止や電子化も進展 ✓ あわせて株主通信や株主優待を同封するケースも
配当金関係書類	配当金計算書 配当金領収証	中間・期末決算後	✓ 配当金計算書は税法の支払い通知書を兼ねる（比例配分方式の場合は送付不要だが実務上は全株主に対して送付） ✓ 配当金領収証は会社法の持参債務の履行を兼ねる ✓ 期末配当時は株主総会関係書類とあわせて送付されることが一般的 ✓ 単元未満株主であっても送付が必要であり、近年のミニ株サービスの普及等により相対的に負担感が増加

6. 更なる投資単位引下げの実現に向けた具体的施策

- 「少額投資の在り方に関する勉強会」では、更なる少額投資の実現に向けて取り得る方策として以下の3案について論点整理を実施
- 更なる投資単位引下げの実現に向けた検討にあたっては、以下の論点整理やすでに株式分割を実施した会社も多くいることも考慮に入れたうえで、詳細化していくことが必要

更なる少額投資の実現に向けた方策（「少額投資の在り方に関する勉強会 報告書」（2025年4月）より）

項目	イメージ
株式分割の義務付け	投資単位が一定金額を超える上場会社に対して株式分割の実施を義務付け
売買単位の引下げ	東証が規則で定める売買単位を引下げ（単元株は100株を維持しつつ、単元未満株での売買を可能とする）
単元株式数の引下げ	上場会社が定款で定める単元株式数（100株）を引下げ

論点	投資単位の引下げ効果	上場会社の資本政策	株主提案権の行使要件	システムキャパシティ	上場会社の負担（株主管理・IR）	上場会社の負担（実施時）	取引所制度/システム	法令
株式分割の義務付け	分割比率次第で効果は限定的	資本政策に制限	議決権個数要件の緩和	影響は相対的に小さい	単元株主数が増加	株式分割に要するコストがかかる（株価上昇時は再度対応が必要）	取引所の規則改正のみ	なし
売買単位の引下げ	投資単位は大幅に引下げ	出資/議決権の単位に変更なし	議決権個数要件には影響なし	注文・約定件数の増加	単元未満株主数が増加*	会社側は特段対応不要	決済代金に円未満の端数が生じる可能性	会社法の単元未満株の位置付け 空売り規制 適用除外要件等
単元株式数の引下げ	投資単位は大幅に引下げ	議決権の単位が強制的に引下げ	議決権個数要件の大幅な緩和	注文・約定件数の増加	単元株主数が増加	定款変更の手続きが必要	決済代金に円未満の端数が生じる可能性	空売り規制 適用除外要件等

（影響が特に大きいと思われる項目について、赤字で標記）
* 単元株主と同様、配当金関連のコストやIR対応が発生

7 . 今後の進め方/本日まで議論いただきたい事項

- 先般の「少額投資の在り方に関する勉強会」報告のとおり、まずは上場会社の自発的な取組による株式分割を促進していくことが重要であり、実際に、足元では多くの上場会社の協力で分割は増加
- 今後、更に投資単位引下げの取組を進めていくためには、①**投資単位引下げに伴う上場会社の負担軽減策と併せて、②更なる引下げのための具体的施策について**、検討していくことが必要
- ①については、P11に記載のとおり、**上場会社の負担軽減に資すると考えられる書面について、具体的な削減方法等の深掘りを進めていくこととしたいが、このような進め方についてどのように考えるか？他に実務上工夫することで負担軽減を図ることができる点はあるか？**
- ②については、今後P12に記載の方策案を詳細化していくことが考えられるが、これまでの取組や足元の投資単位状況を踏まえると、**どのような方策を、どの範囲で（例：全上場会社を対象とするのか、投資単位が高い上場会社のみを対象とするのか、など）実施することがありうると考えられるか？**
- その他、本WGを進めていくに際して、留意すべき点はあるか？

8. 本ワーキング・グループの概要・検討テーマ（案）

- WGのスケジュールや検討テーマは以下のとおり
- あくまで現時点における予定であり、各回の議論の状況に応じて変更する可能性がある

項目	概要	備考
日程	2026年10月以降	• 開催頻度は1～2か月に1回程度を想定
メンバー	上場会社、機関投資家、取引参加者及び証券代行機関	• 各社の実務担当者を想定 • オブザーバー：関係当局及び業界団体
テーマ・内容	■ 第一回（2026年10月） － WGの進め方について（日程・テーマ） － 投資単位引下げに向けた取組や直近の投資単位の状況 ■ 第二回以降 － 上場会社の負担軽減に向けた取組に関する検討 － 更なる少額投資を実現するための具体的な施策に関する検討	• WGの目的や検討テーマ、スケジュール等の共有 • 直近の投資単位の状況や関係者からの意見等 • 上場会社の株主宛書類の削減に係る取組・状況の共有など
その他	• WG資料については、各回の終了後にJPXウェブサイトにて公表する	• WGメンバーの社名及び各回の議事の詳細については公表しない

(参考) 法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会の状況

- ・ 法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会において、会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案の取りまとめ（2026年3月18日）
- ・ 本ワーキング・グループにも関連する論点の以下の項目も含め、同部会において要綱案の取りまとめに向けた検討を実施中

本ワーキング・グループに関連する主な論点

デジタル化

- 株主総会資料の書面交付請求制度の見直し
- 書面による議決権の行使についての見直し（書面投票義務と電子投票の関係）
- 株主総会の招集の電磁的方法による通知についての見直し（メールアドレス等の株主名簿への記載・招集通知への活用）

株主提案

- 株主提案権の行使要件の見直し（300個要件の取扱い）
- 株主提案権の行使期限の見直し（行使期限の前倒し・明確化）

バーチャル株主総会

- バーチャルオンリー株主総会の実施要件
- 株主総会の決議の取消しの訴えの特則（通信障害時のセーフハーバー）

出所：「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」（法務省 法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会）より東証作成